

【閲覧用】

令和 3(2021)年 第 2 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 3 (2021) 年 2 月 10 日 (水)				
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 3 時 28 分		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	発議案第 1 号	飯塚市農業委員会会長職の解任を求める 動議について		可決	
	議案第 8 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	6 件
	議案第 9 号	農地転用計画変更申請について		許可相当	2 件
	議案第 10 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	5 件
	議案第 11 号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	77 件
	議案第 12 号	農用地利用集積計画(所有権移転)について		決定	1 件
	報告第 4 号	農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による 届出について		済	1 件
	報告第 5 号	農地法第 32 条に基づく意向調査の結果 について		済	
	報告第 6 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明 について		済	1 件
	報告第 7 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による 合意解約の報告について		済	11 件
	報告第 8 号	農地転用完了等の報告について		済	
	出席委員	農業委員	19 人	農地利用最適化 推進委員	10 人
欠席委員	農業委員		0 人		
署名委員	17 番	城石 隆生	18 番	浅田 正次	
事務局	局長	田中 善広	係長	柴田 康弘	
	主任	赤崎 政伸	主任	鏡 吉秀	
	主事補	野中 智仁			
その他の 出席者					

農業委員出席状況（19名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1(会長)	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（10名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	○	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	○	20	藤井 光生	○
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	○
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	—	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	—	24	武本 正国	—
10	平畑 悟谿	—	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	○	26	松延 隆幸	○
12	岡松 明人	—	27	嶋田 正志	○
13	大谷 繁信	○	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	—	30	許斐 太一	○

発議案第1号 飯塚市農業委員会会長職の解任を求める動議について

提案委員	4 番農業委員：茅野委員
補足説明	<p>※事務局にて、提案委員に対し動議案件及び同意者の有無を確認 (事務局)</p> <p>飯塚市農業委員会総会会議規程第13条の規定により、動議は、出席委員の1人以上の同意がなければ、これを議題とすることができない。と規定されております。また、議題となれば、総会の議案としてお取り扱いをお願いします。</p>
動議案件	<p>(提案委員：茅野委員)</p> <p>農業委員会等に関する法律第5条第7項の規定により、飯塚市農業委員会福澤会長の会長職解任についての動議を提出いたします。よろしくをお願いします。</p>
同意者	<p>5 番農業委員：藤田委員、7 番農業委員：高野委員、13 番農業委員：大熊委員、14 農業委員：多田委員、16 番農業委員：深町委員、18 番農業委員：浅田委員、19 番農業委員：小山委員、以上7人</p> <p>※出席委員1人以上（飯塚市農業委員会総会会議規程第13条）の同意があり、動議成立</p>
審議の順序	<p>(議長)</p> <p>本件については、同意者がいますので、同規程第13条の規定により動議は成立いたしました。本件を追加議案としますが、提案委員は、本日上程されている議案第8号の前又は議案第12号の後のどちらで審議を提案されますか。</p> <p>(提案委員：茅野委員)</p> <p>全体の前（議案第8号の前）でお願いしたいと思います。</p> <p>(議長)</p> <p>よろしいですか、議案第8号の前に審議を行います。</p>
動議の内容及び提案理由	<p>(議長)</p> <p>この案件については、私の会長職の解任に関する事項となりますので、議長を副会長に交代します。</p> <p>※2 番農業委員：大隈副会長へ議長交代</p> <p>(議長)</p> <p>議長を交代いたしました。大隈です。それでは、発議案第1号「飯塚市農業委員会会長職の解任を求める動議」について、審議いたします。まず、提案委員より動議の内容及び提案理由について、説明を求めます。茅野委員。</p> <p>(提案委員：茅野委員)</p> <p>提案理由を説明いたします。令和2年第12回の総会で追加審議として提出されました、XXXXXXXXXXファーマーズマーケットの建設に関わる農地転用について、12枚の経過を協議されました。協議内容につきましては、皆さん方もご承知の通り1月21日及び2月9日の2日間の全体会議で協議をされました。これは、他の事でもございません、福澤会長に対する意見でこれだけの4枚に渡る意見書が出てきた訳でございます。私は長くは意見としては申しませんけれども、会長の立場にありながら、大体、本当言うたらですね、皆さんを引っ張っていく位でしてもらいたいと思いましたが、私もだいぶ福澤会長を支えてはまいりました。しかし、私の</p>

	<p>事になりますけれども、農業委員会に出てこういう事は初めてでございます。恥かしい思いでございます。私の事になりますけど、これは城石委員と一緒にございしますが、理由書が出てきた事は福澤会長になって初めての事でございます。私は農業委員会の経験はだいぶありますけれども、福澤会長も幸崎会長の下、深町会長の下におられましたけれども、こういう理由書が出てきた事は福澤会長になって初めてでございます。理由書の事を委員会で協議して決定したにも関わらず、それを覆すような事を会長はされております。私共も解決に至って名前を出して良いかどうか分かりませんが、XXXXXXXXXXの件で理由書が出た事もあります。これは、城石委員と私と2人で自慢じゃありませんけれども解決しております。その内容の文書も一緒に出されて、福澤会長の交渉の内容と同じ扱いにされて私はたまりませんよ。そういう事もありますし、会長職を利用して私利私欲に走ったような事でございます。ですから、会長の解任を求めるものでございます。簡単ではございますが、理由として述べさせていただきます。</p>
<p>弁明</p>	<p>(議長) ただ今、提案委員から動議の内容及び提案理由について、説明がありました。それでは、会長、弁明の機会を設けますので、弁明をお願いします。</p> <p>(1番農業委員：福澤会長) ただ今、動議が出ておりますが、ファーマーズマーケットの関係につきましてはですね、昨日、全体会議を開いていただいて、問題点等々ですね、疑問点があるという事で質問を受けております。その中で一つ一つ皆さんに説明をさせていただいた訳でございますが、今、理由書が勝手に出ておるといような発言もでございます。この理由書につきましては、執行部（正副会長、事務局）で協議の上、出させていただいた経緯になっております。以上です。</p> <p>(議長) ありがとうございます。ただ今、会長から弁明をしていただきました。それでは、この案件について、飯塚市農業委員会会長職の解任を求めるということでございますので、会長は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与出来ませんので、一時退室します。</p> <p style="text-align: center;">《1番農業委員：福澤会長退室》</p>
<p>質疑・意見</p>	<p>(27番推進委員：嶋田委員) 議長、ちょっといいですか。質問したいことがあるとですが。</p> <p>(議長) 農業委員の方ですかね。</p> <p>(27番推進委員：嶋田委員) いや、違います。推進委員です。</p> <p>(議長) 控えてもらいたいと思います。</p> <p>(27番推進委員：嶋田委員) でも、今日の場合、ここに入っとるやないですか。今は休憩でしょ。</p>

(議長)

違います。休憩ではありません、進行しています。

(27番推進委員：嶋田委員)

知らん人、今日全然、推進委員の方やら、会議の内容まで何も知らない人とかいるやないですか。

(議長)

推進委員の方と農業委員は区切りがありますので。これは、農業委員の方でもって会議を進めています。会長が退室されましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(10番農業委員：新開委員)

今、推進委員の方に、どうのこうの言われましたけれども、茅野委員は議題の一番先に持ってきてくださいと言いました。でも、推進委員の方から総会の中の議案をするのに茅野委員が一番先と言われましたけど、推進委員さん、地元の方が出ておられるのに。私は農業委員ですから、ものを言っているんですよ。それだったら、今から質疑があるのなら一番最後にしないと何のために推進委員さん達は出てきているんですか。

(事務局)

先ほどの議事進行の際に、提案委員の方から、議長より上程されている議案の前にされるか、後にされるかというところで、先にされたいという発言をされて、それに基づきまして、議長からそういうことでよろしいですかというところでされておりますので、通常の議案の前に審議することになっているかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(議長)

事務局の説明でよろしいでしょうか。質疑というのは、この提案理由に対しての皆さん方がお尋ねしたいことに限って、理解を深めるために、意見があったら出してください。

(10番農業委員：新開委員)

4番茅野委員から理由書がどうのこうのと言われましたけど、理由書というのは前にもあったと思ひます。1回、 の件も 地区であったと、初めてのケースではないと認識しております。それとあと1件ですね、福澤会長になって1年半ですよ、そういう中においてですね、皆さんが福澤会長で行こうという3年間、行こうという形になった中において、なぜ茅野委員が今日この場で動議を出されたのか理解出来ません。一つは、茅野委員が言われることも分かります。でも3年間、自分達で一生懸命やろうという中において、理由書がどうのこうの、ファーマーズマーケットにおいて、福澤会長の土地があったということは、あったかもしれません。それを理由に、じゃあ会長解任ですかという風な事は私はちょっと違うかと思ひます。何でかと言いますと、それは会長が、(7番農業委員：高野委員に遮られる。)

(7番農業委員：高野委員)

議事進めてもらえんですか。

	<p>(議長) 分かります。分かります。</p> <p>(10 番委員：新開委員) 議事の進行は分かりますよ。議事の進行は分かりますけど、茅野委員が言われた事について、私は違うんじゃないかという事を言ってるんですから、続けさせてください。違いますか。</p> <p>(議長) ちょっとお付き合いください。前半で私の方からもしましたけども、これはファーマーズマーケットのことで協議してました。しかし動議が出た事に関しての意見ということで、ここで議論を戦わせる感じではありません。出た動議について、自分は、説明を、こちら辺がちょっと分かりにくいからということで、ここで、議論を戦わせるという形では違います。</p> <p>(10 番農業委員：新開委員) じゃあ、もう、色んな説明はなくして採決したらどうですか。</p> <p>(議長) 動議が出された理由について、意見があればという事で皆さんに求めました。また、発言をされる場合は、指名後に番号と名前を言って発言をお願いします。質疑を打ち切りますが、他に質疑はございませんか。</p>
採決の方法	<p>(議長) 飯塚市農業委員会総会会議規程第 17 条の規定により、採決の方法は、起立又は挙手によります。ただし、議長が必要と認める時は、投票による事が出来るとされており、投票にさせていただきます。なお、投票の場合、記名及び無記名とするかは、議長が総会に諮ってこれを定めるとなっておりますので、ご意見をお願いします。</p> <p>(10 番農業委員：新開委員) 記名投票をお願いします。 開票はこの場でやるんでしょ。記名投票をお願いします。</p> <p>(7 番委員：高野委員) 無記名投票をお願いします。記名投票だと後々、しこりが残るのではないかと思います、無記名投票をお願いします。</p> <p>(議長) 両方の意見が出ましたので、挙手により決定をします。挙手をお願いします。 ※記名 3 名、無記名 14 名 無記名投票にて採決を行うことに決定しました。</p> <p>(11 番農業委員：上田委員) 当事者 (1 番委員：福澤会長) は採決に加われないのか。</p> <p>(事務局) 会長自身が当事者になることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与出来ませんので、1 番委員 (会長) は参加出来ません。 また、補足説明をさせていただきます。投開票立会人 2 名を選出していただく必要</p>

	<p>がありますので、投票用紙の準備の間、議長により立会人2名の選出の進行をお願いします。</p> <p>(議長)</p> <p>投開票の立会人2名を選出したいと思います。立候補をされる方は挙手をお願いします。</p> <p>(19番農業委員：小山委員)</p> <p>立候補します。</p> <p>(7番農業委員：高野委員)</p> <p>立候補します。</p> <p>(議長)</p> <p>投開票立会人については、7番高野委員と19番小山委員をお願いします。</p>
<p>審議結果</p>	<p>(議長)</p> <p>これより投票に入りますので、投票用紙を配付し、農業委員全員の投票が終わるまで、会場から退出されませんようお願いいたします。</p> <p>ただ今から会場を閉鎖いたします。ただ今の総会出席委員を確認します。事務局に報告を求めます。</p> <p>(事務局)</p> <p>ただ今の出席委員18人、投票者数は、議長を除く17人となっております。過半数は17人の過半数で9名となります。なお、可否同数になった場合、は議長が決に加わります。</p> <p>(議長)</p> <p>事務局、投票用紙を配付してください。</p> <p>お手元に投票用紙がない方はいらっしゃいませんか。それでは、事務局、投票箱の確認をお願いします。立会人の方2名は、前へお願いします。</p> <p>(立会人)</p> <p>※空虚確認済</p> <p>(議長)</p> <p>ただ今、投票箱に何も入っていない事を確認しました。</p> <p>立会人の方は、一旦、席にお戻りください。</p> <p>(事務局)</p> <p>記載要領説明</p> <p>賛成者は○を、反対者は×を記載する。</p> <p>白票や他事記載は、無効。</p> <p>(12番農業委員：須堯委員)</p> <p>会長解任の賛成が○、反対が×という理解で良いか。</p> <p>(事務局)</p> <p>解任賛成○、解任反対×。</p> <p>(13番農業委員：大熊委員)</p> <p>無効票の場合は過半数の集計から外すのか。</p> <p>(事務局)</p>

無効票を外して過半数ではありません。議決は、賛成票が投票者数の過半数を超えるか否かで判断することになります。

(議長)

それでは、投票用紙に○か×の記載をお願いします。

立会人の方は、投票用紙をもって前をお願いします。投票につきましては、議席番号の若い方から順次投票を行ってください。立会人の方も同様をお願いします。

(投票終了)

(議長)

投票が終わっていない方はいませんか。ここで、投票を締め切ります。会場の閉鎖を解きます。これより開票作業に入りますので、立会人の方は、開票の立会をお願いします。事務局は開票をお願いします。

(事務局)

ただ今から開票結果をお知らせします。投票総数は17票であります。

得票数は、○の票が13票、×の票が4票であります。よって賛成が過半数を超えています。以上でございます。

(議長)

賛成多数で可決されました。

《1番農業委員：福澤委員入室》

ただ今、発議案第1号飯塚市農業委員会会長職の解任を求める動議については可決されました。

農業委員会会長不在につき、新しい会長が互選されるまでは、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により職務代理者である私が職務を代理します。なお、新しい会長の互選につきましては、第3回総会で行いたいと思いますが、皆様方よろしいでしょうか。

(農業委員)

異議なし。

(議長)

会長職については第3回総会で互選します。

議案第8号第1項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(27番推進委員：嶋田委員) 8日に譲受人と話をしました。土地を購入したいとのことでした。条件も揃っており何ら問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第8号第2項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(5番推進委員：池永委員) 昨年の田植え前から譲渡人が入院するという事で、甥の譲受人に田を手伝ってもらっていた。今年1月に譲渡人から譲受人に田を贈与したいとの事でした。昨年の田の管理も適切にされ、地元では集落座談会にも出席され協力的でしたので、問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第8号第3項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]

譲渡人	
備考	贈与
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(30番推進委員：許斐委員) 譲受人に会い、譲渡人から当該農地を渡したいとの話を聞き、2月5日に原田農業委員と現地を確認しました。管理は十分されていました。譲渡人も高齢ですので、それと北九州ですから管理が出来ない。譲受人が管理されています。贈与をしたいとの事でした。譲受人は5反以上あり問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第8号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
譲受人		耕作面積	
		耕作者数	
譲渡人			
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(11番推進委員：水間委員) 譲渡人は退職後、間もなく脳出血を起こされ、未だに神経系障害に悩まされている状況です。東京に息子さんがおられますが、帰省する見込みはなく農業の従事者が居ない状態です。地域の営農組織へ圃場を委託する事を勧めてみましたが、山間地である舍利蔵から利便性の良い所へ転居を考えておられるようで、本件以外の所有農地についても3条申請を考えているようです。譲受人は土建業を営む傍ら農業にも意欲的に取り組んでおられ、水田1haの外、昨年20a程のビニールパイプハウスを自力で建てて、イチジク栽培を始められたところ。本件申請圃場は、譲受人の圃場に隣接している為、譲渡人のために草刈り作業などをしていたとの事でした。農地は農地として使用して、将来的には土地改良を行い、圃場を拡張したいとの事でした。水稻収穫の反当供出は満たされておられますが、それ以外の農機具は所有されており問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 8 号第 5 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(21 番推進委員：瀧本委員)</p> <p>譲渡人は高齢であり、近年農作業従事に支障を来しているとの事でした。今回、親子関係であり後継者である譲受人に、名実共に農業経営を委ねる為の申請との事です。譲受人については、今後の営農計画として、まずは当該農地の耕作放棄及び遊休化を防ぐ為の管理の徹底、その後、自家消費野菜の作付け、水稻作付等、周辺農家及び農協等の指導を受けながら実現させたいとの事であり、譲受人として適格であると推察されます。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 8 号第 6 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(30 番推進委員：許斐委員)</p> <p>譲渡人は、第三者に耕作を頼まれていましたが、契約が切れた後そのままになっていました。近所の方のお世話で隣接農地所有者である譲受人との話が進み、私に相談がありました。2 月 5 日に原田農業委員と現地を確認しました。譲受人は自分で耕作されておりますので、適当であり問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第9号第1項 農地転用計画変更申請について

※第2項及び議案第10号第1項、第2項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成まで完了	農地 区分	3種 (準工業地域)
当初転用者	[REDACTED]		
承継者	[REDACTED]		
当初事業計画	事務所敷		
変更後事業計画	宅地分譲敷		
備考	平成2年6月1日付け2飯農計第208号にて許可を受けていたもの。		
造成	最大で75cm程度の盛土。最大で50cm程度の切土。造成後の表面は進入路部分で透水性アスファルト舗装。		
進入口	北西側市道からの幅6mの進入路を新設し、この進入路からの進入。		
土留め	南東側でコンクリートブロック積み。その他の周囲で隣接地へ擦り付け。		
被害防除	建築後、南東側で、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜樹及び自由勾配側溝を設置、南東側水路へ放流。		
生活雑排水	北西側市道からの新設進入路に埋設される新設公共下水道管に接続、北西側市道の公共下水道管へ放流。		
工事計画期間	令和3年3月15日から令和3年10月30日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(3番推進委員：三村委員) 先般、代理人から説明あり。申請地については令和元年第8回総会で店舗敷として許可を受けていたが、計画が実施されなかった。今回は15区画の宅地分譲の計画で地元農区の同意もあり、計画どおりに施工されれば問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 1月27日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第9号第2項 農地転用計画変更申請について

※第1項及び議案第10号第1項、第2項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成まで完了	農地 区分	3種 (準工業地域)
当初転用者	[REDACTED]		
承継者	[REDACTED]		
当初事業計画	事務所敷		
変更後事業計画	宅地分譲敷		
備考	平成2年6月1日付け2飯農計第208号にて許可を受けていたもの。		
造成	最大で75cm程度の盛土。最大で50cm程度の切土。造成後の表面は進入路部分で透水性アスファルト舗装。		
進入口	市道に接する区画は、北西側市道全幅からの進入。市道に接しない区画は、北西側市道からの幅6mの進入路を新設し、この進入路からの進入。		
土留め	北西側で市道へ擦り付け、南西側で隣接地へ擦り付け。北東側及び南東側でコンクリートブロック積み。		
被害防除	建築後、北東側及び南東側で、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜柵及び自由勾配側溝を設置、南東側水路へ放流。		
生活雑排水	市道に接する区画は、北西側市道に埋設されている公共下水道管へ放流。市道に接しない区画は、北西側市道からの新設進入路に埋設される新設公共下水道管に接続、北西側市道の公共下水道管へ放流。		
工事計画期間	令和3年3月15日から令和3年10月30日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(3番推進委員：三村委員) 先般、代理人から説明あり。申請地については令和元年第8回総会で店舗敷として許可を受けていたが、計画が実施されなかった。今回は15区画の宅地分譲の計画で地元農区の同意もあり、計画どおりに施工されれば問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 1月27日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 10 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

※第 2 項及び議案第 9 号第 1 項、第 2 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3 種 (準工業地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲敷		
備考	売買。令和 3 年 1 月 21 日付け都市計画法による事前審査会。		
造成	最大で 75 cm 程度の盛土。最大で 50 cm 程度の切土。造成後の表面は進入路部分で透水性アスファルト舗装。		
進入口	市道に接する区画は、北西側及び南西側市道全幅からの進入。市道に接しない区画は、北西側市道からの幅 6m の進入路を新設し、この進入路からの進入。		
土留め	北西側及び南西側で市道へ擦り付け。北東側で隣接地へ擦り付け。南東側でコンクリートブロック積み。		
被害防除	建築後、南東側で、高さ 80 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜樹及び自由勾配側溝を設置、南東側水路へ放流。		
生活雑排水	市道に接する区画は、北西側及び南西側市道に埋設されている公共下水道管へ放流。市道に接しない区画は、北西側市道からの新設進入路に埋設される新設公共下水道管に接続、北西側市道の公共下水道管へ放流。		
工事計画期間	令和 3 年 3 月 15 日から令和 3 年 10 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(3 番推進委員：三村委員) 先般、代理人から説明あり。申請地については令和元年第 8 回総会で店舗敷として許可を受けていたが、計画が実施されなかった。今回は 15 区画の宅地分譲の計画で地元農区の同意もあり、計画どおりに施工されれば問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 1 月 27 日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 10 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

※第 1 項及び議案第 9 号第 1 項、第 2 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3 種 (準工業地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲敷		
備考	売買。令和 3 年 1 月 21 日付け都市計画法による事前審査会。		
造成	最大で 75 cm 程度の盛土。最大で 50 cm 程度の切土。造成後の表面は進入路部分で透水性アスファルト舗装。		
進入口	市道に接する区画は、北西側市道全幅からの進入。市道に接しない区画は、北西側市道からの幅 6m の進入路を新設し、この進入路からの進入。		
土留め	北西側で市道へ擦り付け。南西側で隣接地へ擦り付け。北東側及び南東側でコンクリートブロック積み。		
被害防除	建築後、北東側及び南東側で、高さ 80 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に溜樹及び自由勾配側溝を設置、南東側水路へ放流。		
生活雑排水	北西側市道からの新設進入路に埋設される新設公共下水道管に接続、北西側市道の公共下水道管へ放流。		
工事計画期間	令和 3 年 3 月 15 日から令和 3 年 10 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(3 番推進委員：三村委員) 先般、代理人から説明あり。申請地については令和元年第 8 回総会で店舗敷として許可を受けていたが、計画が実施されなかった。今回は 15 区画の宅地分譲の計画で地元農区の同意もあり、計画どおりに施工されれば問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 1 月 27 日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 10 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場敷		
備考	売買（申請地の内、[REDACTED]については、譲受人の所有権に基づく転用である。）		
造成	整地を行う程度で、盛土、切土は行わない。（但し、スロープの設置工あり。）		
進入口	申請地南西側に設置し、既存社屋敷地からの進入。		
土留め	申請地の北・東・南側でコンクリートブロック壁を設置。 東側では穂波川と隣接しており、河川管理を容易にするため、官民境界線から 2m の任意のセットバックを行う。		
被害防除	土留壁を設置する箇所に防獣柵を設置。		
雨水排水	申請地東側に素掘側溝とその流末に溜樹を設置、隣接水路を經由し穂波川に放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 3 年 3 月 10 日から令和 3 年 10 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金、残高証明あり。 (信用) 違反転用事案判明したことにより、始末書添付。		
補足説明	譲受人が所有する「[REDACTED] 田 [REDACTED] m ² 」について、合併前に資材置場の一部として整備されているため、譲受人から始末書が提出されている。		
地区推進委員報告	(20 番推進委員：藤井委員) 昨年 12 月 25 日、筑穂支所にて譲渡人、譲受人両名からの説明あり。そこには 13 番大熊農業委員も同席している。現地も後日確認し、特に問題はないと思われる。なお、水利権者の同意も得ており、特段の問題はないと考えられる。		
現地調査報告	(事務局) 1 月 27 日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 10 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3 種 (準工業地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅敷 共同住宅 2 棟 472.60 m ²		
備考	売買。令和 3 年 1 月 12 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会。		
造成	最大 80 cm 程度の盛土。表面は駐車場部分でアスファルト舗装。		
進入口	北東側市道からの幅 5m の進入口を設置。		
土留め	南西側及び北東側一部でコンクリートブロック積み、その他の周囲で L 型擁壁を設置。		
被害防除	進入口を除く周囲で、高さ 80 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に側溝を設置、南西側水路に放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設、南西側水路へ放流。		
工事計画期間	令和 3 年 3 月 20 日から令和 3 年 9 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2 番推進委員：幸崎委員) 先月 11 日に業者から現地で説明あり。こちらからの要望もあったが了承していただいた。地元農区の同意もあり問題なし。		
現地調査報告	(事務局) 1 月 27 日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 10 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3 種 (飯塚市役所庄内支所から 300m 以内)

譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
転用目的 施設の概要	貸事務所敷 事務所 1棟 44.68㎡
備考	売買
造成	最大で1.60m程度の盛土工。
進入口	申請地西側に設置。(幅8m程度の床板の敷設あり。道路縁石切り下げ、ガードパイプ撤去の施工を伴う。)
土留め	申請地周囲に石積擁壁及びL型擁壁を設置。
被害防除	北、東及び南側に、整地面から高さ30cm程度の築き上げ及び高さ60cmのフェンスを設置。
雨水排水	申請地北側へ流下勾配を取り、溜柵を経由し、隣接水路に放流。
生活雑排水	生活排水は排出せず。し尿については、簡易水洗便槽を設置。
工事計画期間	令和3年3月15日から令和4年3月31日まで
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金、残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(26番推進委員：松延委員) 2月2日に現地確認を実施した。地元生産組合の同意を得ていることから問題はないものと思われる。
現地調査報告	(事務局) 1月27日の正副会長と事務局による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 11 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		202,983.91 m ²	
	畑		562.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		203,545.91 m ²	
作物別 設定面積	水稲	(3年以下)	86,274.00 m ²	34 件
		(6年以下)	78,931.00 m ²	26 件
		(10年以下)	36,356.91 m ²	15 件
		計	201,561.91 m ²	75 件
	野菜	(3年以下)	1,984.00 m ²	2 件
		計	1,984.00 m ²	2 件
	計	(3年以下)	88,258.00 m ²	36 件
		(6年以下)	78,931.00 m ²	26 件
		(10年以下)	36,356.91 m ²	15 件
		計	203,545.91 m ²	77 件
	設定内容	別紙一覧表のとおり		
	第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 12 号第 1 項 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	■■■■■ ■■■■■	耕作面積	■■■■■
譲渡人	福岡市中央区天神 4 丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 渡邊 大起	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■		
所有権の移転時期	令和 3 年 2 月 25 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

報告第 4 号第 1 項 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による届出について

土地の所在地 地目、届出面積	■■■■■
-------------------	-------

申請人	■■■■■ ■■■■■	農地 区分	1種 (10ha 超の連坦)
施設の概要	農業用倉庫		
利用状況	2a 未満の農業用施設		
備考	なし		
結果	済		

報告第5号 農地法第32条の規定に基づく利用意向調査の結果について

対象農地の件数(件)	130	うち対象者(人)	99			
遊休農地の面積(m ²)	118,467.00					
利用意向調査の結果(件)						
① 農地中間 管理機構 の利用	② 自ら権利の 設定または 移転を行う	③ 自ら耕作	④ その他	⑤ 郵便 未到着	⑥ 未回答	その他 調査票 未発送等
26	2	30	19	8	45	52
結果	済					

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

申請人 (受贈者)	住所	■■■■■
	氏名	■■■■■
引き続き農業経営を 行っている期間	平成30年1月30日 ~ 令和3年1月7日	
参考事項	租税特別措置法第70条の4第1項(贈与税)	
結果	済	

報告第7号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
借主	■■■■■ ■■■■■		
貸主	■■■■■ ■■■■■		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月22日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和2年12月22日
結果	済		

報告7号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月22日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月22日
結果	済		

報告第7号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月14日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月14日
結果	済		

報告第7号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月21日
備考	3条賃貸設定（委員会）	引渡年月日	令和2年12月21日
結果	済		

報告第7号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月23日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月23日
結果	済		

報告第7号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月23日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月23日
結果	済		

報告第7号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月23日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月23日
結果	済		

報告第7号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年12月23日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年12月23日
結果	済		

報告第7号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年1月13日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年1月13日
結果	済		

報告第7号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和2年4月7日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和2年4月7日
結果	済		

報告第7号第11項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年1月19日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年1月19日
結果	済		

報告第8号 農地転用完了等の報告について

①前月中に、 (1) 完了予定日を迎えた転用案件、 (2) 完了確認を行った転用案件、 (3) 現況証明書を交付した転用案件 ②今月中に (1) 完了予定日を迎える転用案件	別紙一覧表のとおり
備考	なし
結果	済